

告 示

埼玉県選管告示第四十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 登録基準日 平成二十九年十月九日

（ただし、年齢については平成二十九年十月二十二日）

二 登録日 平成二十九年十月九日